

3 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究代表者は、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成する応募内容ファイル（添付ファイル項目）を電子申請システムに添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成し、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、所属する研究機関から付与されたe-RadのID・パスワードによりe-Radにログインした上で電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

- ① 研究代表者として応募する研究者は、「応募情報（Web入力項目）（研究活動スタート支援）作成・入力要領」に基づき、応募情報（Web入力項目）を入力するとともに、別途作成した応募内容ファイル（添付ファイル項目）を「電子申請システム」に添付して、研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

※ 応募内容ファイル（添付ファイル項目）の様式はID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得することができます。

- ② 研究計画調書は、研究代表者の所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。
そのため、研究代表者は、所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください（直接日本学術振興会へ提出（送信）することはできません。）。
なお、提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDFファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください（所属する研究機関に研究計画調書（PDFファイル）を提出したことになります。）。

(2) 研究計画調書の作成

研究代表者は、「応募情報（Web入力項目）（研究活動スタート支援）作成・入力要領」及び「平成25年度研究活動スタート支援研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成してください。

研究計画調書について

- ① 研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：「電子申請システム」により、**応募情報（Web入力項目）**（注1）を入力してください。

（注1） 研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ等、研究代表者が「電子申請システム」によりWeb上で入力する部分

後半部分：**応募内容ファイル**（注2）の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

（紙媒体による応募は受理しません。）

（注2） 研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
研究活動スタート支援	「電子申請システム」に 入力	S-1-17

- ② 研究計画調書は**モノクロ（グレースケール）印刷**を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。
- ③ 研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Radに提供する予定です（e-Rad経由で内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。）。

※「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検察・分析できるデータベースを構築しています。

なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により公開します。

研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと

作成に当たっては、次のような点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が **10万円未満**の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は（下記1）参照）、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者（下記2）参照）とともに研究組織を構成することができます。

なお、研究代表者は、応募時点において、この公募要領に定める要件（11～12頁参照）を満たしていることが所属する研究機関において確認されており、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されていることが必要です。

ただし、研究協力者は、必ずしもe-Radに登録されている必要はありません。

また、日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」や大学院生等の学生は、研究代表者になることができません。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。（注）

注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなるが見込まれる者は研究者代表者となることを避けるよう求めています。こうしたことから、研究代表者を交替することは認めていません。

イ 研究代表者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、平成25年度に、その交付の対象としないこととされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

（例：ポストドクター、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者等）

イ 研究協力者は、必ずしもe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）を対象とします。
 ※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者の人件費・謝金
- エ その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。
 今回、公募を行う「研究活動スタート支援」には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査希望分野を選定すること。

応募に際しては、次の8分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。また、別表1「平成25年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表」（以下、「細目表」という。19～20頁参照）から、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

なお、細目表のうち備考欄に、「A」、「B」が付されている細目に応募する場合には、必ず、別表2「付表キーワード一覧」（21～39頁参照）のキーワードにより、「A」又は「B」を選択し応募してください。

審査希望分野	人文社会科学	理 工	生 物
	①人文学、②社会科学	③数物系科学、④化学、⑤工学	⑥生物学、⑦農学、⑧医歯薬学